

平成25年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 平成25年3月13日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成25年3月13日 午後0時58分 委員長宣告

4. 審査事項

審査事件名

- 議案第23号 可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 可児市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 可児市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について

協議事項

委員会質疑について

- ・平成24年度最重点施策（防災力の向上）の進捗状況について
- ・平成24年度重点施策3（地域経済の元気・躍進づくり）の進捗状況について

- 報告事項1 ファシリティマネジメントについて
- 報告事項2 （仮称）観光グランドデザイン（案）について
- 報告事項3 市民10万人アンケートについて
- 報告事項4 市制施行30周年記念事業について
- 報告事項5 名鉄広見線（新可児駅 - 御嵩駅間）について
- 報告事項6 可児市公共施設振興公社の一般財団法人移行について
- 報告事項7 土砂災害防止法による固定資産税評価の補正について
- 報告事項8 平成25年度地方税法の改正概要について

その他

5. 出席委員（7名）

委員長	川上 文 浩	副委員長	天羽 良 明
委員	林 則 夫	委員	伊藤 健 二
委員	山田 喜 弘	委員	伊藤 英 生
委員	伊藤 壽		

6. 欠席委員 なし

7. 欠員（1名）

8 . 説明のため出席した者の職氏名

企画経済部長	加 納 正 佳	総 務 部 長	古 山 隆 行
議会事務局長	佐 橋 勇 司	会 計 管 理 者	高 木 伸 二
企画経済部参事	佐 藤 誠	総 合 政 策 課 長	牛 江 宏
財 政 課 長	渡 辺 達 也	経 済 政 策 課 長	莊 加 淳 夫
産業振興課長	山 口 和 己	総 務 課 長	平 田 稔
防災安全課長	細 野 雅 央	秘 書 課 長	前 田 伸 寿
管財検査課長	佐 合 清 吾	税 務 課 長	林 良 治
収 納 課 長	長 瀬 繁 生	議 会 総 務 課 長	松 倉 良 典
農 業 委 員 会 農 事 務 局 課 長	豊 吉 常 晃	監 査 委 員 会 監 事 務 局 長	中 島 繁 昇

9 . 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 議 書 記	村 田 陽 子	議 会 事 務 局 議 書 記	熊 澤 秀 彦
-----------------	---------	-----------------	---------

委員長（川上文浩君） それでは、ただいまから総務企画委員会を開会いたします。
傍聴はないですね。よろしいですね。

それでは、早速議事のほうに入ってまいります。

議案第23号 可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長（古山隆行君） お願いいたします。

資料番号1番の議案書の13ページをごらんください。

議案第23号でございます。障害者自立支援法の改正に伴いまして、条文を整備するというものでございます。障害者自立支援法が、法律の名称そのものが障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に変わりましたことと、項がずれたという2点の変更でございます。もう少し詳しく総務課長から説明をいたします。

総務課長（平田 稔君） それでは、御説明いたします。

この条例は、今部長が説明申し上げましたように、障害者自立支援法が改正されたことに伴いまして、3つの条例の条文を整備するものでございます。

まず、第1条と第2条で、可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の改正を行います。

まず第1条では、障害者自立支援法の題名が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律というふうに題名が改正されましたので、このページの下から2行目です。この条文中に引用してある題名を改めるものです。

次に、14ページの第2条をお願いいたします。

ここは、法律の改正によりまして、項ずれが起こりましたので、2ページの真中よりも少し下あたりですが、条文中に引用してあります第5条第12項とあるものを、第5条第11項に改めるものでございます。

それから、14ページの一番下から次のページにかけて第3条と、それから15ページから16ページにかけての第4条では、可児市ペット霊園の設置の許可等に関する条例を今と同様に改正をいたします。

それから、16ページ以降の第5条と第6条におきましても、ここでは可児市消防団員等公務災害補償条例を全く同じような内容で改正するものでございます。

最後に、18ページの附則で施行期日を定めております。この条例は、平成25年4月1日から施行いたしますが、第2条と第4条と第6条の項ずれの改正につきましては、法律の施行に合わせまして、平成26年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

委員長（川上文浩君） これより、議案第23号に対する質疑を行います。

委員（伊藤 壽君） 施行が平成26年までに分かっていますが、法律の第5条の項ずれが起きているという、これはもう少し具体的に説明していただければと思いますが、よろしくお

願います。

総務課長（平田 稔君） 障害者自立支援法の第5条で、障害者の福祉サービスの用語を定義しております。このうち、第10項に共同生活介護、いわゆるケアホームのことが説明してあるわけですが、これが削除されたことによって1項ずつ繰り上がります。

具体的にはどういうことかといいますと、この法律改正の背景、理由なんですけれども、今後障がい者の高齢化、重度化が進むことを背景としまして、介護が必要な障がい者がグループホームに新規に入居したり、それからグループホーム入居後に介護が必要になるというケースが増加することが見込まれるということで、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるように、先ほどの共同生活介護、削除された第10項の分ですが、これを共同生活介護、グループホームと統合することになりました。

この統合によりまして、グループホームにおいて、日常生活上の相談に加えて、入浴とか排せつとか食事の介護、その他の日常生活の援助を提供できるようにするというのが、今回の改正の趣旨でございます。以上です。

委員長（川上文浩君） そのほか、発言はありませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、質疑を終了いたします。

続きまして、討論を行います。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、討論を終了します。

これより議案第23号 可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

挙手により採決します。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第23号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 可児市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長（古山隆行君） 議案書の19ページをごらんください。

議案第24号でございます。可児市特別職報酬等審議会条例の一部改正でございますが、地方自治法の改正等によりまして、会派に対する政務調査費とありますのを、政務活動費に改めるというものでございます。補足説明を秘書課長のほうからさせていただきます。

秘書課長（前田伸寿君） よろしくお願いいいたします。

議案第24号、19ページをお願いいたします。

部長が申し上げたとおり、地方自治法の法律の一部を改正するという法律によりまして、政務調査費の名称を政務活動費に改めるということによりまして、改正前第1条の2行目に

ございます会派に対する政務調査費、これを改正後、政務活動費に改めるという内容でございます。以上でございます。

委員長（川上文浩君） これより議案第24号に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

なければ、質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

それでは、討論を終了します。

これより議案第24号 可児市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

挙手により採決をします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第24号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号 可児市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長（古山隆行君） 議案書の20ページをお願いいたします。

議案第25号 可児市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。地方自治法の改正に伴いまして、条文を整備するものでございます。

地方自治法の改正によりまして、公聴会の開催ですとか参考人の招致が、議会本会議でもできるようになりましたので、それに伴いまして条文を整備するというものでございます。補足説明を秘書課長からさせていただきます。

秘書課長（前田伸寿君） よろしくをお願いいたします。

議案書20ページでございます。

こちらにつきましても、地方自治法の改正によりまして条例を改正するというものでございます。

地方自治法によって、議会運営において、本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとされましたので、それによって改正するものでございます。

改正前の証人等の旅費、第11条の2第1項第3号の後段でございます。常任委員会、議会運営委員会または特別委員会の要求に応じ出頭した参考人、これを改正後、第4号におきまして、議会または委員会の要求に応じ出頭した参考人ということで、本会議においても参考人の招致をすることができるという内容に変更したものでございます。

それ以外につきましては、今回の改正に伴って条文を整備したものでございます。以上でございます。

委員長（川上文浩君） これより議案第25号に対する質疑を行います。

委員（林 則夫君） 参考人とか証人の場合は、旅費規程によって費用弁償なんかするんかな。その辺、ちょっとお答えください。

秘書課長（前田伸寿君） この条例によって、支出するということでございます。

委員長（川上文浩君） そのほか、質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

それでは、討論を終了します。

これより議案第25号 可児市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

挙手により採決をします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第25号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第27号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長（古山隆行君） 議案書の23ページをお願いいたします。

議案第27号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。地方自治法の改正に伴いまして、改正をいたすものでございます。

この税条例において、適用除外としておりました可児市行政手続条例の規定の中から、処分の理由の提示に関する部分について適用除外から除くと、改正後は適用するということに改正するものでございます。より詳細な説明を収納課長からさせていただきます。

収納課長（長瀬繁生君） よろしく申し上げます。それでは説明をさせていただきます。

可児市税条例第3条の2、可児市行政手続条例の適用除外について定めたものでございます。

地方税法の一部改正により、理由の提示が義務づけられたことによりまして、現行の市税条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正で、今総務部長が説明しましたように、申請に対する処分を定めております可児市行政手続条例第2章の中の第8条の理由の提示、また不利益処分を定めました同条例第3章の中の第14条の不利益処分の理由の提示につきまして、適用除外から除く、つまり適用すると改めるものでございます。

例えば第8条でいいますと、徴収猶予の申請に対しまして許可を出す場合、また第14条ですと、督促の処分や財産の差し押さえ処分などを行う場合に、理由を提示するということになるものでございます。以上でございます。

委員長（川上文浩君） これより議案第27号に対する質疑を行います。

委員（山田喜弘君） 1点だけ。当然これは国税が改正されて、地方税法が改正されて、こういうふうになったと思いますが、この改正によって事務負担というのはふえますか。

収納課長（長瀬繁生君） 事務負担といいましても、理由を明確にした文章を送ってますので、それに記入するだけですので、基本的にはそんなに事務量はふえないと考えております。

委員長（川上文浩君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論を終了します。

これより議案第27号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

挙手により採決をします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第27号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

それでは、お諮りします。

本日審査しました案件に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めますので、そのようにします。

続きまして、委員会質疑についてを議題とします。

伊藤健二委員から、2つの項目について、資料番号1のとおり質疑が提出されておりますので、1項目ごとに質問と回答をしていただくようお願いいたします。

では、伊藤健二委員に質問の趣旨の説明を求めます。

委員（伊藤健二君） お手元に質疑通告がありますので、読みます。

第1点目は、平成24年度予算編成方針にうたった諸課題のうち、最重点施策、防災力の向上（17億2,300万円）のうち、4．防災体制、その他防災力向上事業の進捗状況を説明してくださいということで出させていただきました。

昨年の予算審議等に伴うこの場で、同様の趣旨の質問をいたしまして、そのときお示しいただいた平成24年度中の進捗計画と申しますか、防災体制の段取りについて、その後1年たった今の時点での到達点等をお示しいただきながら、御説明を願いたいということでございます。以上です。

委員長（川上文浩君） それでは、執行部の回答を求めます。

総務部長（古山隆行君） 今、御質問のありました新しい体制、とりわけ地域防災計画の見直しによる体制のあり方の見直しということが中心になるかと思いますが、御案内のとおり

り、南海トラフ巨大地震ですとか、原子力災害ですとか、さまざまな想定の見直しや規制が国や県から出てくるんですが、これが非常におくれておまして、全体に地域防災計画の見直しがおけているという状況であります。もう少し詳しく資料に基づいて、防災安全課長の方から御説明いたします。よろしくをお願いします。

防災安全課長（細野雅央君） はい、それではお答えいたします。

昨年の平成24年3月の定例会におきまして、その当時における国・県の動向を受けました市の地域防災計画の修正作業の今後の予定と申しますが、そういったものを説明させていただきましたが、その後のこの平成24年度中の動きについて、説明をさせていただきたいと思っております。

きょう、事前にお配りをしております、右肩に平成25年3月11日総務企画委員会質疑回答資料ナンバー1というA4の縦型の用紙があるかと思いますが、まずそちらのほうで説明をさせていただきたいと思っております。

平成23年度につきましては、昨年の委員会で説明しておりますので、主に平成24年度の動向ということでございます。

まず国におきまして、平成24年7月に中央防災会議・防災対策推進検討会議というのがございまして、こちらのほうで最終報告を出されたということでございます。これを受けて、国が防災基本計画を修正するわけですが、この7月に出了された主なポイントといたしまして、災害対策に取り組む基本姿勢、防災政策の基本原則、今後重点的に取り組む事項というのが、細かに報告をされてきたということでございます。

それを受けて、この平成24年度国の動向ですが、平成24年の9月に国が防災基本計画の修正を行ったということでございまして、この時点では、大きく分けて大規模な広域災害に対する対策の強化というものと、いわゆる原子力災害に対する強化という大きな2つの項目を掲げております。

順番はちょっと逆になりますが、その一月前の平成24年8月の末に国のほうから南海トラフの巨大地震による津波高、浸水域等と被害想定、これは32万人、もし何もやらないとそのぐらいの死者が出るという衝撃的な数字でございましたが、そういった被害想定を発表しておるところでございますが、これにつきましては、被害想定は都道府県単位でございました。

それから、昨年の12月に原子力規制委員会のほうで、原子力災害対策指針の策定が行われたということでございますが、こちらのほうの指針の具体的な運用については、まだ決まっていないこともたくさんあるようでございます。例えば、安定ヨウ素剤の服用をどのタイミングでやるのか、医師の処方が必要なのか要らないかというような、そういった課題もまだ未解決というようなところでございます。

一方、県の動向でございますが、昨年の9月に、敦賀発電所で福島第一原子力発電所と同じような事故が起こったときの放射能拡散シミュレーションを公表しております。これにつきましては、可児市も少なからず影響があるという結果が出ております。

それから、先月ですが、県が地震による新たな被害想定を公表しております。南海トラフ

の巨大地震によるものと、県内の直下型地震、4つの活断層が指摘されておりますが、そこで地震があったときの被害想定を発表しております。

これらを受けまして、県におきましては今年度中、3月までに地域防災計画の修正を行うという予定でございます。

平成25年度以降につきまして、県の地域防災計画も修正をするというふうに伺っております。主に原子力災害に係るものでございまして、例えば計画的避難区域になった場合にどこに避難するかということ、二、三年かけて順次検討しながら修正をしていくというふうに伺っております。

そうした状況を受けまして、平成24年度に入ってから、可児市の地域防災計画の見直しのこれまでの経緯について、説明をさせていただきたいと思っております。

平成24年度当初におきましては、昨年の委員会でもお示ししました、いわゆる見直し骨格に沿った修正作業を行ってきたところでございまして、平成24年度中に修正を行うという予定でございました。

それから、地域防災計画のスタイルといいますか、構成につきましては、現在ある平成19年に修正した従来型の構成を考えていたところでございまして、風水害を中心とした一般災害編と地震対策編の2編で構成をするという予定でございました。

本市におきましては、7・15集中豪雨災害を契機とした風水害対策を中心とした見直しが重点であったと言えようかと思っております。そうした状況で、平成24年度に順次作業を行ったところでございます。

しかしながら、今説明しましたように、この年度途中ではございますけれども、国や県レベルでさまざまな被害想定が発表されたり、対策指針が発表されたということでございます。

先ほども言いましたように、例えば、国が南海トラフの巨大地震の被害想定を8月の末に発表したところでございます。それから、9月には県が原子力災害における放射能拡散シミュレーションを発表したというようなことがございました。

なお、昨年の9月議会の予算決算委員会の折には、原子力災害対策については、十分に勘案した計画とすべきという御提言をいただきましたので、それを原子力災害対策の編というか、構成をどうするかということを検討を開始したところでございます。

さらにその当時では、先ほど言いました先月の2月に県が発表いたしました地震に伴う被害想定、これがその当時、平成25年当初ぐらいには発表されるだろうという情報を得ておりましたので、今年度中に改正を行う計画に反映させたいなというふうに考えていたところでございます。

したがって、新たな地震災害と原子力災害の被害想定を受けた地域防災計画の見直し、修正というものを今年度中に行いまして、その都度また必要に応じて修正をするというような考え方でいたところでございます。

このような状況を踏まえながら、昨年11月21日に第1回目の可児市防災会議を開催したところでございます。当日は、その見直し骨格に沿った計画のポイントのようなものを説明さ

せていただきましたけれども、各委員には現在の平成19年度修正版の、いわゆる現行の地域防災計画を事前にお渡しして、どこを直すべきかというような御意見もいただく予定でございました。

その会議の席上は、見直し骨格のポイント云々よりも、今の現行計画が非常にわかりづらい、300ページを超える非常にボリュームのある計画でございます。

特に、共助を担っていただく防災関係団体の代表者からは、自分たちは、この計画を見て一体何をやっていいのかわからないというような意見が多数寄せられました。そういった会議の御意見をいただきまして、このまま現行スタイルのような構成で計画を修正いたしましても、非常に結果的にはわかりづらい、使いにくい計画になってしまうのではないかという課題が残ることが判明したわけでございます。

したがって、防災会議で出た意見を踏まえまして、今回の見直しのポイントの1つであります、いわゆる自助、共助を重視するという背景のもとに、共助を担っていただく防災関係団体が、積極的に防災にかかわっていくという姿勢に合わせるためにも、年度内中の見直しにこだわらず、多少時間を要してもいいので、わかりやすく、使いやすい計画づくりに方向転換をしたというところでございます。

それでは、現段階におきます計画の構成というか、考え方、スタイルのようなものについて、御説明をさせていただきます。

昨年の当委員会で、見直し骨格については、簡単に説明をさせていただいたところがございます。見直し骨格の基本的な考え方の本質というか、エッセンスについては、特に変わりはありません。災害に強い人と地域をつくる、それから災害に強い都市基盤を整備する。3つ目に災害に強い体制を構築するという考え方を踏襲いたしまして、自助、共助、公助で災害に強いまちをテーマにして、各種の取り組みを進めていくということでございます。

それでは、右肩にございます質疑回答資料ナンバー2という全部で5ページものの、地域防災計画全体構成（案）というものをごらんいただきたいと思っております。

総則におきましては、計画の概要と基本的な考え方をここに記載しております。

計画に対しましては、目的、性質、実施責任等書いてございますが、今回の地域防災計画で対象といたします災害については、台風であるとか豪雨などの風水害、それから地震、原子力災害を中心とした事故災害というものを想定したところでございます。

基本的な考え方につきましては、先ほども少し触れましたが、7・15集中豪雨災害を契機といたしまして、二度と犠牲者を出さないという思いを込めて、取り組むというところでございます。

それから、やはりあの東日本大震災を見るまでもなく、一たび大きな災害が起きると、いわゆる公助である行政だけでは対応には限界があるということで、まずはやはり自分の命は自分で守るという自助、それから地域でお互い助け合うという共助、これが必要不可欠ではないかということで、災害というのは防ぐことはできません。したがって、発生したときに、いかに被害を減らすかというところが非常に重要だろうと。したがって、平時からやは

り備えをしていく、どれだけ備えをしても万全ということはないと思いますけれども、やはりでき得る限りの備えをしていくことも必要ではないかという考えに基づきまして、計画を立てて、昨年の見直し骨格を踏襲しているところでございます。

2ページのほうに移りまして、1行目から3行目までにつきましては、昨年の見直し骨格と同じでございます。

今回、これに加えて、新たに4つの視点を取り入れて、現在計画案をつくっているところでございまして、まず1つ目として、災害発生直後の初動態勢の構築ということでございます。7・15集中豪雨災害のときには、やはり市役所の初動態勢が非常にまずかったという反省がございますので、そういった初動態勢を一から見直して、取り組んでまいりたいと思います。

それから2番目として、避難所の位置づけでございますが、現在市内に44の避難所を位置づけておりますけれども、まずは特に地域、さっきの自助、共助というところを重視しますと、自治会に集会所が設けてあるところが非常にたくさんあります。やはり一時の避難所としての自治会の集会所といったところも、きちっと避難所としての位置づけ、何らかの位置づけをしていく必要があるのではないかということで、この避難所をもう少し区分けをしていきたいと考えております。

それから、防災拠点の位置づけというのは、可児市が被害を受けたときだけでなく、遠方で大きな被害が出たときの支援体制といったものも必要だということで、受援、支援相互にこの防災拠点の位置づけを明確化したいというふうに考えております。

それから4つ目といたしまして、今回、原子力災害のことが叫ばれておりますので、福井の敦賀発電所というか、そちらのほうの原子力発電所で事故があったときの対応についての防災対策を考えて、取り組んでまいりたいと思います。

計画の構成ですが、現行計画ですと、項目ごとにざーっといろいろ細かく記載がしてありますが、やはり一般の市民の方が読まれるときに非常にわかりにくい。確かに、僕らが見ていても非常に複雑というか、ボリュームが多くて、本当にいざその災害が起きたときに、一々そのマニュアルというか、この本を読んで対応するなんていうことは到底不可能ですので、やはり日ごろから簡略化して、本がなくても動けるような、そのぐらいのボリュームにしておかないといけないのではないかということも、重々考えているところでございます。

したがいまして、取り組みにつきましては、自助、共助、公助それぞれの実施主体の取り組みと、それに関連するマニュアルとか行動指針をつくって対応したいというふうに考えております。

2ページの中段以降、風水害対策編、3ページに地震対策編、それから、5ページに原子力災害対策編、事故災害を含めたものということで、それぞれずっと項目が書いてございますが、この項目は全部説明いたしません。

今回どういうふうに構成を立てていくかということ、ちょっと簡単に御説明したいと思いますが、今度、質疑回答資料ナンバー3というものと、今のナンバー2の、2ページでも

3 ページでもいいんですけど、こちらを両方見ていただきたいと思います。

今回、つくろうとしておる大体のつくりというかイメージでございますが、総則については、ごく簡単にまとめたいと。

それから、災害対策につきましては、風水害対策、地震対策、原子力災害と、この3つに分けましたので、それぞれの3つの災害で想定される被害のようなもの、それから地震については、県の被害想定等が出ておりますので、そういったものに基づいて対応すると。

それから、原子力災害のところは、事故対策も含まれておりますけれども、今回この原子力災害を中心に考えておりますので、拡散シミュレーションを一つの想定としたいというふうに考えております。

こういった想定に基づきまして、横のほうへ行きますと、災害予防、日ごろからの備えと応急対応・復旧対策の2つの大きなフレーズがあるかと思えます。

風水害対策の災害予防です。項目に何々というふうに書いてありますけれども、例えばこの何々というのを、資料ナンバーの2の、例えば2ページの風水害対策編第2章から項目がずっと書いてありますので、第2章の例えば(1)の防災思想・防災知識の普及という項目をここに書きまして、それに対して、自助、共助、公助というふうに分けまして、例えば、自助は通常市民ですので、こういった項目に対して、ふだんから市民はこういうことを心がけてください、やってくださいというようなことを内容に記したいと思えます。

それから、共助については自治会、ここには と書いてありますが、例えば民生児童委員であるとか、ボランティア団体というようなことが考えられると思えますけれども、それぞれの主体ごとに、こういったことをやってください、こういったことに備えてくださいというようなことを、わかりやすく記載をしたいというふうに考えております。

公助に係る部分は、本来市でやるべきことと、それから自助、共助が行うべきことに対して、例えば支援をしていくというような、そういったものを予防編で記載をします。地震についても、原子力についても、同様でございます。

それから、応急対応・復旧対策につきましては、今は一つのくくりで、それぞれ項目がざっと書いてあるんですけども、災害が大きくなればなるほど、やはりすぐやらなければならない項目と、少し落ちついてから始める項目と、ある程度本当に落ちついてから行う項目というのが、大体3つぐらいに分かれるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

この、応急対応・復旧対策につきましても、2ページの一番下の、風水害対策編第3章の1の(1)災害対策活動体制、それから3ページに移りますと、水防活動であるとか、避難対策、こういったすぐやらなければならないものを、発災前、あるいは発災から数時間後の部分に位置づけをして、同じように区分、自助、共助、公助それぞれの実施主体を明記をして、すぐこういうことに取り組むとか、こういうことをやるというようなことをここに明示をする。

それから、発災から大体3日目ぐらい、これは災害の規模によっては1日になるかもしれ

ませんし、4日ということになるかもしれませんが、おおむね3日ぐらいまでにやる、少し落ちついてからやる。

例えば、3ページにございます、ちょっと上の段ですね、2. 災害応急活動期、(10)水・食料・物資供給活動というようなところからが、この発災から3日後までの活動になるかと思えます。

それから、それ以後、発災から4日目以降につきまして、同じように明記をしていくと。例えば、今の3ページの中段あたりの3. 復旧・復興期、(19)住宅応急対策というようなことで考えているところがございます。

これら風水害、地震、原子力、その3つの編ごとにそれぞれ記載をして、ちょうど風水害対策編の災害予防というところだけ、ちょっと黒く網かけというか、書いてありますが、これが1つの項目で、今回幾つかの項目のシートができて、それが計画になっていくというような、そんなイメージで考えているところがございます。

この資料ナンバー3の地域防災計画の構成イメージにつきましては、全て自助、共助、公助というふうに書いておりますが、項目によっては自助、共助があり得ないような、公助しかないというようなところもございますので、これは便宜上こういうふうに書かさせていただいておりますので、全ての項目において自助、共助があるわけではございませんので、よろしく申し上げます。

それから、計画そのものをかなり簡略化したようなイメージがございます。そうではなくて、やはり必要なところは、行動マニュアルであるとか、資料編であるとか、そういった個別マニュアルをつくっていくという予定でございます。

そういったことを受けまして、現在かなりの部分を原案として素案をつくっております。実は、来週の3月19日に防災会議の開催を予定しておりますので、今の原案に沿ったたたき台を提示をいたしまして説明をし、意見をいただく予定でございます。

この会議では、新たな構成に基づいた計画の素案を示した後、その後関係団体に対するヒアリングというか、聞き取り調査等を行って、できるだけ関係団体の意見も反映していきたいと、そういう計画にしていきたいというふうに考えているところがございます。

それから、平成24年度の予算の進捗ということにつきましても、若干説明をしたいと考えております。

平成24年度の予算につきましては、その見直し骨格を受けて予算を計上したということではございませんので、今年の、1年前のその時点における防災力向上のための予算を計上したというところがございます。

予算の額そのものは非常に大きいわけですが、総務部所管のものにつきましては、経常的な経費が数多く含まれておりますので、この予算の多い少ないは問わず、特に防災力の向上に関する平成24年度の取り組みについて御説明をしたいと思えます。

まず防災体制の強化ということで、まず1つ目、今年度災害情報共有システム構築業務というのを行いました。これにつきましては、いわゆるスマートフォンを現場対応の職員が持

っていきまして、現場の写真をそのまま撮影をして、災害対策本部のパソコンのほうに送信をできるという仕組みでございます。

もちろんスマートフォンはGPS機能がありますので、場所もきちっと特定できますし、それから災害の種類等なんかもいろんな項目がありますので、そういったものをスマートフォンに入力することによって、災害対策本部で、例えば水害時だと今どの辺が一番ダメージが大きいのか、あるいはどういう被害、床下、床上浸水なのか、土砂崩れなのかということ、今までですと言葉による報告だけでございましたけれども、災害対策本部のメンバーが、目できちっと見れるようにしますと、やはり臨場感も出てきて、よりの確な対応ができるのではないかとこのところで導入したものでございます。これについては、可児市建設業協同組合と共同で開発をしたということございまして、6月の水防訓練と9月の防災訓練で使用したところでございます。

また、ふだんから使いなれておきませんと、いざというときに役に立ちませんので、日々の業務においても、主に建設部土木課の職員が実際にこれを持って、通常の業務で、例えば工事の進捗状況であるとか、そういったものを写して、市役所のほうに送信をするというふうなことを行っております。

それから、昨年9月、10月に防災リーダー養成講座というものを開催しているところでございます。参加料は1万円でやったわけですがけれども、通常、防災士の資格を取ろうと思えますと大体6万円ぐらい必要だというふうに言われております。これは、1万円の実費負担程度で参加をしていただいたわけでございます。今年度、27名の方が防災リーダー養成講座を受けていただきまして、全員が試験に合格をして、防災士の資格を取得したというところでございます。

ただ、この養成講座につきましては、9月、10月の全て日曜日でございますが、一日中講義とか実践等ございましたので、多少やっぱり負担感があつたのかなということで、目標としては50人ぐらいに集まっていたきたいなと思っておりましたけれども、結果的に27人ということで、この案内につきましては6月15日号の「広報かに」、それから新聞社への記事の掲載依頼、それから自治連合会長、自治会長、自主防災組織の代表者には、個別に文書で案内をしたところでございます。

それから、水防訓練、防災訓練の実施ということで、昨年6月に地域の方も参加をしていただいた、初の水防訓練を実施したところでございます。特に、低地というか、土地の標高が低いようなところだと、7・15集中豪雨災害であるとか、その翌年の9月の台風のときに結構出水があつたということもございまして、非常に関心が高く、昨年は特に、これがちょうど6月に行われましたので、出水期に入るとということで、その備えとしての土のうづくりをお願いしましたけれども、非常に積極的に土のうづくりにかかわっていただいたというところでございます。

一方、住宅団地、特に丘陵地帯を切り開いたというか、造成したようなところだと、なかなか水がつくということがございませぬので、やはり地域において、水害時には、

多少認識に格差があるのかなという課題も見えてまいりました。

それから、防災訓練のときに、今までですと防災情報を市民の方に伝達する手段としては、防災行政無線というのが、以前から一つの大きなツールでございましたけれども、本来、豪雨時においては、なかなか聞こえないとかいうようなところがございます。

そういうようなこともございまして、今般7月に開局いたしましたFMららに参加をさせていただいて、実際に被害想定とか被害状況、災害対策本部の状況を電波に流して、これは試験放送ですという断りを入れて、電波で流して参加をさせていただいた。これからも、こういったFMらら、いわゆるコミュニティーFMを使った情報伝達を行っていきたいというふうに考えております。

それから、その他の防災力の向上に関する事業といたしまして、金額は多いんですけども、こちらのほうは、特に可茂消防事務組合の負担金とか、そういったものが入っておりますので、新たな予算執行で使うという事業はございませんが、その中で、平成23年度にデジタル系のMCA無線を購入したところでございますので、その活用と、あと豪雨時における初動態勢を強化したということがございます。

ちょっと長くなって申しわけありません。以上でございます。

委員長（川上文浩君） 大変長くなりましたけれども、もし質問があれば、1点ずつでお願いをしたいと思います。

委員（伊藤健二君） まず先に、資料の日付ですけど、3月13日に全部直してください。その上で、1点だけ質問させていただきます。

今、るるお話をさせていただいた中で、全体構成案の文章中、2ページ目の上から7行目のところに、で防災拠点の位置づけ云々とあります。ここで言う防災拠点というのは、例示をしてほしいわけですが、どのようなものを想定してやっているか、わかるだけ列記してみてくださいか。

防災安全課長（細野雅央君） まず、道の駅可児ツテとか、それからふれあいパーク緑の丘、そういったところ、それから坂戸のグラウンド、そういう広い場所が提供できる、あるいは東海環状自動車道、いわゆる高速道路の近くというところを位置づける予定でございます。以上です。

委員（伊藤健二君） つまり、広い場所、空間を有したところという意味で使っているということなんですか。

ボランティアセンターであるとか、各地区にある連絡所、いわゆる防災支所であるとか、あるいは医師会館のような、機能的に見て、中核を担う場所というような概念は、全然ここで言う防災拠点とは別物として扱うということですか。

防災安全課長（細野雅央君） 現段階では、そういう考えでございます。別物というふうに理解していただいて結構です。

委員長（川上文浩君） ほかの委員から、発言はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、次の質問に移ります。

では、伊藤健二委員に質問の趣旨と説明を求めます。

委員（伊藤健二君） 第2点目は、平成24年度重点施策3の地域経済の元気・躍進づくり、約18億円にかかわる主要施策の具体化と到達点を概括して説明をお願いいたします。

委員長（川上文浩君） それでは、執行部の回答を求めます。

企画経済部参事（佐藤 誠君） それでは、地域経済の元気・躍進づくりの進捗状況について、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

これは、3つで構成されておりまして、元気な企業を誘致する、地域経済活性化のための環境を整備する、この2つについてということで、よろしくお願ひしたいと思います。

働く世代がリフレッシュできる環境を整備する、これにつきましては、建設市民委員会ということで、そちらのほうでよろしくお願ひしたいと思います。

まず、企業誘致対策でございますけれども、ソニーイーエムシーエス株式会社美濃加茂サイトが今月末で閉鎖によりまして、地域経済への影響が危惧されておるわけなんですけれども、本市におきましては、二野工業団地で昨年の12月に日本特殊陶業株式会社が、仮称であります二野工場の建設に着手いたしましたし、平成26年4月の操業開始に向けて現在建設を進めておるというところでございます。

また、新規といたしまして、同じく二野工業団地におきまして、楽器の卸販売業の株式会社神田商会岐阜事業所が本年の2月に竣工いたしまして、既に操業を開始いたしております。

二野工業団地には、関連する事業といたしまして、市道56号線の改良事業がありますけれども、これは現在用地取得が計画どおり順調に進んでおるということでございまして、来年度からの工事がスタートするというようになっております。

これにつきましては、完成は平成27年度ということでございます。

企業誘致は、総括して言いますと、事業所等設置奨励金が、予定しておりましたK Y B株式会社の操業開始がおくれた関係で、当初予定の5割程度になるものの、株式会社神田商会が近隣市と競合する中で本市を選んでいただいておりますということから、積極的な企業誘致活動によって、一定の成果が出ておるということを考えております。

続きまして、経済活性化のための環境整備につきましてですけれども、これは商工振興対策経費というものがございます。

住宅リフォーム助成金3,000万円を予算化いたしておりますが、平成24年度の受け付け終了日より2カ月早く、10月下旬に受け付けを終了したということでございます。この経済波及効果といたしましては、工事代金が平成23年度より高額になったということで、7,700万円多い7億9,000万円を経済波及効果ということで見込んでおります。

このように、経済波及効果が高く、地域経済の活性化に寄与するということから、引き続き平成25年度におきまして、3,000万円を予算計上させていただいております。

観光一般経費にあります観光ランドデザインにつきましては、後ほど御説明を担当課長

のほうからさせていただきます。

また、地産地消の推進事業につきましては、これはさきの一般質問でお答えさせていただいたように、可児そだちの認知度を高めるために、イベント会場ですとか観光物産展に積極的に出向き、PRに努めておりまして、認知度としては徐々に高まっておるといふふうを考えております。ただ、地場の農産物の消費拡大という面におきましては、いろいろ全体から見れば課題があるといふふうに捉えております。

それと、KYB株式会社の大規模工場建設に伴いまして、大型車両の通行増大に対応するために市道の112号線の改良事業を行っておりますけれども、用地の先行取得が難航しておりまして、平成25年度に持ち越しになっております。

地域経済活性化のための環境整備を総括してみますと、先ほども申し上げましたように、地産地消という部分においては課題があるものの、当初目的、目標にはほぼ到達しておるといふふうを考えております。以上でございます。

委員長（川上文浩君） そのほか、発言はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、次の議題に移らさせていただきます。

続きまして、報告事項の1．ファシリティマネジメントについてを議題とします。

それでは、執行部の説明を求めます。

財政課長（渡辺達也君） それでは私のほうからは、委員の皆様のお手元でございます、委員の皆様方にはカラー刷りで両面のもの、資料ナンバー2でございます。

可児市公有財産マネジメントの取り組みについてというものでございますが、これについて簡単に説明させていただきます。

今年度、財政課のほうでは、よく言われますファシリティマネジメントというのがございます。基本的には、これは民間から出た言葉のようでございますが、基本的には民間の施設のあり方について考えていくということですが、単なる施設だけじゃなくて、行政の場合はインフラとかそういうものもございまして、そういうのを含めまして、今後の課題としては、この名前としては、やはり地方自治法上の公有財産というきちんとした定義がございまして、可児市の公有財産マネジメントの取り組みについてということで、今年度財政課のほうで、この基本的な考え方を整理させていただきました。

これについて、カラー刷りの資料で説明をさせていただきます。

まず背景でございますが、これは申し上げるまでもございません。最初の升でございますが、少子・高齢化と人口減少というのがこういった形で進んでおると、本市ももう平成20年10月をピークに減少を始めたと、こういう状況の中で、公共施設の全体量とか、用途の見直しに大きな影響を及ぼすといふものでございます。

それで、右へ行きますと、財政状況の悪化、昨今はこういうのは市民の皆さん方にも、いろんな先々の懇話会なんかでもお話をさせていただいておりますが、今後の当市の財政状況と見通しということで、枠で困ってございます投資的経費、こういうものが、今の推計上も

平成30年には新たに箱物とかそういうものがなかなかつくれなくなると、そういう厳しい財政状況に置かれるというものでございます。

そして、下の欄に行きまして、公共施設の更新ということで、昭和51年、1976年ぐらいですが、そこから昭和60年の10年間に市の建物施設が約半分、5割以上が建設されたと。それからもう既に30年が経過をしております、老朽化に伴う修繕費用が増大しているということで、これは昨年6月に一般質問でも執行部からお答えさせていただきましたが、ピーク時、平成51年、2039年前後には施設更新の波が大きく押し寄せるということでございます。それを示したのが、右のほうでございます。

これはあくまでも単純推計でございますので、税務会計上の減価償却の関係でも、大体こういった建物は50年とか60年と言われておりますが、仮にそういう基準の試算で単純に推計いたしますと、こういう形となって出てまいります。

これは、あくまでも市有施設の建物、いわゆる教育部局の施設と市長部局の施設を合算したものでございますが、これ以外にもさらに橋梁とか上下水道のインフラシステムを含めると、膨大な費用が必要になるということでございます。

そういった財源の担保が、その原資になるものが現行で今どれだけあるかという、ここに一番下でございますが、参考までに申し上げますと、普通会計の財政調整基金等の基金総額が現行で72億円という、これは平成23年度の決算額でございますが、それがさきに申し上げたように、このピークを迎える平成51年、2039年前後には90億円弱が単年度で必要になると。

当然その手法としましては、起債とかそういうのもあるかと思いますが、単純に推計しますと、こういう状況が押し寄せるというものでございます。

裏側へ参りまして、それでは対策の必要性でございますが、公有財産マネジメントの取り組みということで、じゃあ何のためにやるのかということですが、これは申し上げるまでもありません。持続可能な健全財政を目指すということで、そのためには総合的、戦略的な管理運営を行う公有財産マネジメントに取り組むというものでございます。

また、中心的な施設ということになりますので、長期的視点に立ち、50年スパンで捉えていきたいということで、最初に冒頭で申し上げますが、50年後の可児市のためというふうになっておりますが、そういった点が50年スパンという形でございます。

それで、対象とする公有財産、これは原則としては全ての市の建物、それ以外としましては、インフラの施設のうちに、市民の安全に対する影響などから選定した次のものということで、以下ここに1、2、3とございますが、こういったものも対象にしていきたいというふうを考えております。

その右、真ん中の中段に行きまして、では取り組みをどうするかということで、第1段階としましては、平成26年度末をめどにということで、来年、平成25、26年度をかけまして将来負担と課題の把握をするということで、将来負担の明確化、さきのグラフは、これはあくまでも建物の単純推計でございますが、一体全体、インフラも含めて公有財産の維持管理の

ために全体で将来どれぐらいのお金が必要になるのか、これを明確にしていくと。

2つ目に課題の明確化ということで、公有財産を維持していくために生じている、または将来生じると予測される課題を探っていくということで、これは当然、例えば少子化に伴って義務教育施設をどうしていくのかと、そういうような今からでも想定される課題というのがあるわけですが、そういうようなものを明確にしていきたいというものでございます。

それと、維持管理の最適化ということで、維持管理経費などのデータを一元管理しまして、データの見える化による情報共有を進めていきたいと。

地域の公民館につきましても、対比して見える化すれば、ひょっとしたら、どここの施設は突出してランニングコストがかかりすぎじゃないかとか、いろんなのが見えてくるかと思えます。そういった施設の最適化も図っていきたいというものでございます。

そういった準備のために、推進体制の整備ということで、市長をトップとする全庁的な推進体制で責任体制を明確にしていくということで、いろんな先進的な自治体につきましては、本当に各セクションからつまんで大きな組織をつくっているところもあるわけですが、当市の陣容から参りまして、少数の職員体制でやっている本市の特徴からいきますと、核となる推進部門を中心に、関係課による強力なバックアップ体制としていきたいということで、ここにございますように、仮称でございますが公有財産経営室、これを企画サイドに設けまして、ここにこういった係を置いて、そのもとにワーキンググループ、関係課による作業部会を行いたいというふうに考えております。

それで、第2段階ですが、平成25、26年度でこういった将来課題の把握を推進体制のもとで進めていくと。そして、その第2フェーズにつきましては、将来に負担を残さないための取り組みといたしまして、第1段階で明確になった課題の解決のために、具体的な対策に取り組んでいくということで、これはなかなか難しいところがあるかと思いますが、取り組みの例としましては、計画的改修による維持管理コストの平準化、施設の長寿命化、施設機能の複合化、施設の再配置等、これは地域の皆さん方の合意とか、いろんなさまざまな課題を抱えていると思いますが、こういったものに本格的に取り組んでいくというものでございます。

最後に、ここに絵がございます。

えてして施設というのは建設費はあくまでも氷山の一角であるということで、我々これから何かものをつくる場合に、生涯費用、ライフサイクルコスト、略してLCCと最近は申しておりますが、建設費はあくまでも氷山の一角ということで、昨年12月には山梨県の笹子トンネルで崩落事故とかありました。そういうことのないように、早目早目に手当てしていただくことが必要でございますので、今後もこうした取り組みにつきましては、将来世代への財政責任を全うしていくということで、現下の財政の課題と新規の財政の課題、こういった財政上の課題に取り組むために、財政上の重要かつ基礎的な判断基準、指針を、まず来年、再来年の2カ年で基本的な方向性、方針をつくっていくと、そういうものでございます。以上でございます。

委員長（川上文浩君） これより質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、次の議題に移ります。

報告事項２．（仮称）観光グランドデザイン（案）についてを議題とします。

それでは、執行部の説明を求めます。

経済政策課長（荘加淳夫君） それでは、（仮称）可児市観光グランドデザイン（案）について、御説明を申し上げます。

平成23年度に進めてまいりました地域活性化戦略会議の提言を受けまして、本年度、職員17名により観光グランドデザインの策定を協議してまいりました。

そこで、骨子をまとめるに当たりまして、岐阜県観光局長、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター理事長、可児市商工会議所会頭、市内観光事業者代表の皆様方から御意見を賜りながら、可児市の光を観る基本戦略を策定いたしました。

現状と課題から始まりまして、基本理念、地域資源、分布図、展開の方針、基本コンセプト、展開の具体的戦略の7つの構成からできております。

それでは、（仮称）可児市観光グランドデザイン（案）骨子について、御説明をいたします。

1ページの現状と課題は、見ていただいたとおりでございます。

基本理念では、市民の誇りづくりと地域活性化を柱に市内における認知度を向上させるとともに、地域の誇りとして広く情報を発信し、観光交流の推進を図ることとし、地域を主役にする観光を展開してまいります。

ここで言う地域が主役になるという観光でございますが、地域にある山、川、そしてその他の自然環境、地域にある町並み、景観、施設、建物、地域の農産物、食品、料理、産業、地域の社寺、歴史遺産、伝統文化、祭り、また地域に住んでいる人に主眼を置き、自然を楽しむ、歴史を楽しむ、芸術を楽しむ、そして人との出会いを楽しめる可児を全国へ発信してまいります。

地域を主役とする資源は、3ページ、4ページに掲示してございます。

6ページを見ていただきますと、展開の方針でございます。

展開の方針では、市の東部、中部、西部に点在する多くの地域資源を連携させて、物語性を持って策定した（仮称）可児市観光グランドデザイン（案）を展開してまいります。

点在する地域資源をジャンル別に見ますと、東部には歴史資源、中部には文化・芸術の資源、西部には自然に関する資源が多いことがわかります。そこで、3つのエリアに分けまして、各資源の充実とともに資源間の連携強化を図ってまいります。

そして、7ページを見ていただきたいんですが、基本コンセプトとしては、人や自然、歴史、芸術を中心として、市民が誇りを持って全国へ発信できる魅力あるまちを創造するため、基本コンセプトを「国宝を生んだ文化創造都市・可児、人・自然・歴史・芸術が織り成す総合文化の誇り」といたします。

展開の具体的戦略として、交通アクセスの利便性を生かし、名古屋圏を集客のターゲットに、最優先といたしまして、平成25年度より、美濃桃山陶、可児ブランド、可児駅前、可児市文化創造センター a 1 a、木曾川左岸遊歩道から鳩吹山一帯の整備計画を始め、保全やにぎわいなど、展開の案を策定してまいります。以上です。

委員長（川上文浩君） それでは質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

それでは、質問もないようなので、次の議題に移ります。

報告事項3．市民10万人アンケートについてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

総合政策課長（牛江 宏君） それでは、お手元の資料、ナンバー4をお願いいたします。

可児市の魅力を高めるための施設・政策に関するアンケートという、10万人アンケートという形で銘打って進めてまいりまして、最終集計ができましたので、報告させていただきます。

第1次締め切り分と書いてございますが、第1次締め切り分に提出、応募いただいた方につきましては、総数100個の記念品が当たったものでございます。

それ以降、平成25年1月31日まで延長しまして、皆様方から御意見をいただきました。

回収総数につきましては、ここにありますように、第1次分、期間延長分のそれぞれ紙とホームページ合わせて5,134件でございます。

内訳としましては、下にございます。総数は6,313件でございますが、これは1つ丸をお打ちくださいというお願いはしたんですが、2つ以上丸を打たれた方がありましたので、そのところで重なった分が、そのまま掲載してございます。

ホームページ上では、順位しか書いてございせんが、今回お手元のほうには1次分、2次分の総数が出ております。

今のところ一番多いのが商業施設、映画館等がついた商業施設ということで、一番多くなっております。

それに続くものがサッカー場、少し離れまして図書館という順番でございます。

数字については、お手元で見ていただくとおりでございますので、省略をさせていただきます。

現在、この数字をもとに地区別、年齢別、男女別等のクロス集計をした解析も進めておりますので、それができましたら、また御報告させていただきます。以上でございます。

委員長（川上文浩君） これより質疑を行います。

ないならないと言って、ずっとこう見られると、ちょっと時間とめなくちゃいけないので、委員の皆さん。

あるならある、ないならないと言っていただければ、ありがたいと思いますけれど。

副委員長（天羽良明君） 最終的に、回答は6,000件ぐらい得られたということで、最初に締め切ったときより伸ばしてよかったなあとも思いました。

今後、この順位を参考にするということではありますけれども、こういったことをまた何年かしてから行ったり、そのときの市民の声なんかも、こういう大がかりな調査というのは、とても魅力を高めるためにもいいかと思いますが、今後はどんなお考えでやっていかれるのでしょうか。

総合政策課長（牛江 宏君） とりあえずは今回これで終了ということで、時期は考えておりません。以上でございます。

委員長（川上文浩君） ほかに発言ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようなので、次の議題に移ります。

報告事項４．市制施行30周年記念事業についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

総合政策課長（牛江 宏君） 引き続きお願いいたします。

資料ナンバー５を、見ていただきたいと思います。

これは、今年度が市制施行30周年記念ということで、市としましても、いろんな事業を行ってきました。

その中で、冠称事業、あくまでもここで書いてあります市主催・共催事業でございますが、実施一覧として、御報告だけ上げさせていただきました。

実施期間としましては、昨年２月１日から今年の３月31日ということで、平成25年３月1日現在ということでお願いしたいと思います。

中身については、それぞれ所管が冠称事業ということで、30周年記念というような名称をつけていただいてやったものもございますし、私ども総合政策課のほうで30周年の記念式典であるとか、特別にBS日本のうたの公開録画というものも含めたものがございますが、それ以外には、恒例になっているようなものを冠称事業でやったり、当番でうまく回ってきたものにつけたりというような、そういうものを含めて上げさせていただきました。以上でございます。

委員長（川上文浩君） これより質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の議題に移ります。

報告事項５．名鉄広見線（新可児駅 - 御嵩駅間）についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

総合政策課長（牛江 宏君） よろしく申し上げます。

実は今回、名鉄広見線の件について、こちらのほうで報告をさせていただき背景としましては、委員皆様方御承知かと思いますが、名鉄広見線対策特別委員会が年度末をもって解散ということで、次の引き継ぎを総務企画委員会へというような話をお聞きする中で、４月以降については、名鉄広見線に関するいろんな協議についてはこの委員会で所管していただくということで、現状だけお知らせをしたいということで、資料提供させていただいたもの

でございます。

お手元にお配りした資料でございますが、これにつきましては、名鉄広見線活性化協議会という可児市、御嵩町、八百津町で構成をしました協議会の中で、平成25年2月14日に行いました協議会の資料をそのままお渡ししております。

少し簡単に説明をさせていただきます。

1枚目の一番上でございますが、これは名鉄広見線の平成25年度以降の財政支援期間及び支援額ということでございますが、平成24年1年間かけまして、平成25年度以降の新可児駅・御嵩駅間のあり方を協議会で議論しまして、基本的には1つ目の四角にありますように、平成25年度以降も引き続き存続をさせるというようなことで位置づけた上で、名古屋鉄道株式会社との交渉に当たったというものでございます。

この一番上の枠の中にありますように、名鉄広見線全線、特に新可児駅、御嵩駅間だけでなく、犬山駅間までを必要な社会インフラとして位置づけ、維持存続するということ。

それから、3つ目の丸ですが、学生がやはり安心して乗れるとか、路線を生かすような方向とすべきというようなことで、当初は3年より長くできないかというようなことで、協議会としては議論を重ねまして、名古屋鉄道株式会社との交渉に臨んだわけでございますが、名古屋鉄道株式会社との交渉は一番下の枠にありますように、引き続き各年度1億円の財政支援で3年間運行することは可能だということの回答までしか得られなかったということで、このような決定になったということでございます。

3年後については、今のところ名古屋鉄道株式会社としては明確な答えはいただいておりませんし、私どもも、そのときに協議会の中で議論するものだというふうに考えております。

1枚めくっていただきたいと思います。

ここからは、平成25年度以降の協議会の内容について概要が書いてございます。

これは、1枚目はこの3年間の振り返りでございます。御承知の方もあるかもしれませんが、一番右下を見ていただくと、全体で平成22年度が99万5,000人、平成23年度が96万8,000人、平成24年度はまだ途中までですが、最終95万人ぐらいになりそうだということで、少し年度が経過するごとに減少傾向になっているというところが実態でございました。

1つめくっていただきますと、今の平成24年度の推計として95万5,000人ということで上がっております。

一番下にありますが、今後の必要な方向性としては、平成24年度の利用者を維持して、今後3年間で下げどまらなければ存続は厳しいと認識しつつ、通学の下げどめとか、通勤定期外の増加を図っていくというようなことを、対策として行うべきであるということを提示しております。

1つめくっていただきまして、じゃあその中で協議会はどうするのかということですが、もちろん協議会としては、名鉄広見線を存続するためにいろんな策を講じる必要があるということで、組織そのものを存続しまして、4のほうで協議会の組織のあり方と活動体系というものを示しております。

ここでは、今までの体制に少し不足があったのではないかというようなことで、体制も変えるということでございます。

特に変えるところにつきましては、それぞれの組織のトップの方がお集まりということで、機動力を持って活動そのものができなかった、協議会での議論はできるけれども、それ以上に広がりがあったというところの反省点に立ちまして、ワーキンググループを設置してはどうかということにしております。

右側の中途から下、ピンク色のところに書いてございますが、3つのワーキンググループを今のところ考えております。通勤通学に関するワーキンググループ、広域観光に関するワーキンググループ、周知広報等に関するワーキンググループということで、これにつきましては、構成団体の委員だけでなしに、そこに入って見える、例えば学校の校長先生が委員なんですけど、教頭先生以下に委員をお願いするとか、それ以外の地元の方に入っていて、議論を活発化して、本当に何をやったらふやせるのかという、そういうことを検討すべきだという位置づけにして、組織そのものを活性化していきたいというふうに考えております。

活動期間については、支援期間と同じ平成25年度から平成27年度ということで予定しております。

次のページへ行きまして、活動計画の目標でございますが、これは先ほどから言っておりますように、下げどまらないその数字を維持したいということで、平成24年度の利用者数を維持するというのを最大の目標としております。

下は、その根拠のないような数字ですが、まだまだ実際には地域に鉄道を利用できる可能性のある人がいるんで、そういう人たちを少しでも掘り起こしたらどうかというようなことで資料づけがしてございます。

最後のページでございます。

活動の具体的な取り組みでございます。

これは、協議会がこれから進めるに当たってどういう方向でいくのかという、一番左側に4つ大きなものがございます。

定期券利用者の確保、これは通勤、通学両方でございます。それから、定期外による集客をしていく。それから、情報発信をしっかり強化してPRを進める。それから、沿線住民と連携するというこの大きな柱の中で、具体的な大きな内容を7つ上げております。

それに基づいて、具体的な補助制度等を見直しつつあるというのが一番右でございまして、今までやっていたモニター制度の継続をどうするかとか、あと通学をふやすためにどうするかということで、その辺につきましては新規制度も考えながら対応していきたいというふうに思っております。

ただ、この詳細については、今月末に協議会を開きまして、その中で決めさせていただく予定でございますので、そちらのほうからまた資料が固まりましたら、皆様方にも御連絡する機会があろうかと存じますので、御協力をお願いいたします。以上でございます。

委員長（川上文浩君） これより質疑を行います。

委員（伊藤健二君） 現在あります名鉄広見線対策特別委員会の委員長を務めさせていただきました、伊藤健二でございます。

一言、今後にかかわる点で、考えを表明したいと思います。

今、るる説明がありましたように、本定例会に今後平成25年度、平成26年度、平成27年度3年間にわたる財政支援の問題については、提起されているとおりであります。それを今回決定しようとしているわけではありますが、それに先立つ3年間の財政支援期間を経てまいりました。

名鉄広見線対策特別委員会としましては、当初名鉄広見線の廃線問題が急浮上した際に、名古屋鉄道株式会社の経営実態というのはどういう状況であるのかとか、区間の収支はどうなっているのかとか、この財政問題に対処する方策はどうあるべきかとか、さまざまな対策上のことが協議の議題になった折に、特別委員会を構成して、それを主目的にした対策協議を委員間で進めていくと、そうした目的で執行されてきた体制であります。

しかし、この3年間の財政支援措置が執行され、かつ今後についてももう1クールといただきますか、3年間の支援が方向づけられた今日の時点で、名鉄広見線対策特別委員会として、この問題をやりくりする必要性というのは、基本的には任務が達成されたのではないかという議論がございました。

また、それ以外にも、前回の総額3億円の支援措置が決まった時点で、名鉄広見線対策特別委員会については一旦任務終了ということで、解散してもよかったんじゃないかという意見なんかも、個別に私の耳に入りました。

そうした状況を考えて、今後については、今必要とされているのはどういう財政支援措置をするのかという問題を越えまして、可児市で可児駅あるいは新可児駅を軸にした公共交通のあり方、具体的には例えば、東濃鉄道株式会社のほうに今度依頼しました可児高等学校へのバス路線の追加申請であるとか、先ほどの午前中の議論でも出ておりました、可児工業高等学校まで延伸させるような事例だとか、ああした通学、通勤、その他日常生活の足としての公共交通のあり方そのものを一つの大きなテーマとして、いろいろな問題の中の一つとして、名鉄広見線のありようの問題についても議論される必要があるであろうということが高まってまいりました。

そうしたことを踏まえまして、名鉄広見線単体という問題ではなくて、可児市の公共交通全体の中の一つとして、名鉄広見線問題を対処していくと。

そうなりますと、これは特別委員会ではなくて、常設機関である、所管委員会であるこの総務企画委員会が担当していくのが、議論の二重構造を起こさない点でも重要だろうということでもありますし、総務企画委員会と執行部側との関係でいえば、全く同じセクションでうまくいくわけですので、議論も二重構造にならなくて済むということで、この際、3月末をもちまして一旦任務終了によって名鉄広見線対策特別委員会は終了するというのを、先回の名鉄広見線対策特別委員会の最後に御提起申し上げまして、全員の了解を得まして、解散

措置をとっていくことにいたしました。

今後とも、この総務企画委員会が引き続いて課題が残っておりますので、とりわけ公共交通の発展に向けて、真摯な御議論をお願いをすることを発言いたしまして、簡単ですが、経過の補足とさせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

委員長（川上文浩君） ありがとうございます。

そのほか発言ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

今御説明ございましたように、総務企画委員会において、今後可児市全体の公共交通を見据えながら名鉄広見線の部分も議論していくと、所管していくということで決定いたしておりますので、委員の皆さん方にはよろしく御配慮をお願いいたします。

発言もないようですので、次の議題に移ります。

報告事項 6 . 可児市公共施設振興公社の一般財団法人移行についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

企画経済部参事（佐藤 誠君） この件につきましては、昨年 6 月の総務企画委員会の中で簡単に説明させていただいておりますが、所定の手続を経まして、来月、4 月 1 日に一般財団への移行をする予定でございます。

以上が説明でございます。

委員長（川上文浩君） これより質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もないようなので、次の議題に移ります。

報告事項 7 . 土砂災害防止法による固定資産税評価の補正についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

税務課長（林 良治君） それでは、資料ナンバー 7 をお願いいたします。

土砂災害防止法によります固定資産税評価の補正についてでございますが、先ほど、午前中の会議の中でも少し出ておりましたので、少しはしょって説明させていただきたいと思っております。

1 の補正の背景ですが、これも先ほどの説明のとおりで、県においてレッドゾーンあるいはイエローゾーンが指定されましたので、レッドゾーンに指定されますと、建築物の構造規制が行われるということで、固定資産税、それから都市計画税も含めますが、その評価につきまして、固定資産評価基準というものによりまして補正を行うというものでございます。

なお、イエローゾーンについては規制がありませんので、補正対象にはしておりません。

そして、その下のところですが、2 の固定資産評価基準による所要の補正ということで少し説明をしておりますが、地方税法の規定によりまして、土地の価格というのはこの評価基準によって決定するとされておりまして、その評価の方法としては、3 行目にございます画地計算法というもので行っていきますけれども、このときに市町村長は、その状況によりま

して所要の補正をして適用することができるとなっておりますので、今回この補正適用を行ったということでございます。

なお、その下にアスタリスクマークで画地計算法のこと書いてございますが、これはまとめますと、本来宅地等の評価は筆ごとが一般的でございますが、その状況が、形状とか利用状況が一体になっている場合は、それをまとめて評価すると、それを1画地という言い方をするというようなことを書いてございます。

そしてその次の、3の補正内容ですが、先ほど申し上げた1画地を基本としまして、その1画地の総面積に対してレッドゾーンの地積の割合がどれだけあるかによって補正をしまして、その1画地を構成する全ての筆について同じ補正率を乗じて減価するということでございます。

割合は、その資料のと通りの3段階でございます。

そしてこの補正率ですが、これの計算の考え方としまして、やはりレッドゾーンといえますのは、建てかえ等の規制によって著しく制限等されておりますので、一般的な宅地評価は難しいと、どちらかといえば雑種地並み、いわゆる資材置き場とか駐車場と同等であろうということで、可児市においては雑種地の評価は宅地評価の50%でございますので、補正率を最大0.50まで下げる、最大とするということで補正率をつくったものでございます。

裏のほうへ行かせていただきます。

一番上に図面がありまして、A、B、Cという、これ一つ一つが画地というイメージで見たいと思います。

Aが、細い線が入っておりますが、これが筆であると、2筆で1画地というイメージで見たいと思います。Aが25%未満のレッドゾーンがかっている、Bが25%から50%未満、Cが50%以上というイメージでございます。

それで特に、まずCのあたりを見たいと思いますが、50%以上レッドゾーンに指定されておりますと、現実的に指定されていないところに住宅等を建てるということになる場合が多いんですが、そうすると大変形もいびつで、実際に建てようと思っても大変難しいと。

それから、近隣市町の状況、裏の一番下にございますが、見ていただきましても50%を超えるようなものについては、最大の補正をしております。このため、50%以上レッドゾーンがあるところについては、全体を雑種地並みであるといたしまして、補正率0.5を採用いたしました。

そして、50%未満の率につきましては、それをさらに2つに分けまして、25%以上とそれ未満に分けました。

そして、25%から50%未満につきましては、50%相当の感覚、いわゆる画地の半分を雑種地とみなしたという形で、補正率としましては1と0.5の間である0.75を採用するというので、これがBの画地のイメージでございます。

そしてさらに、25%未満につきましては、同じように全体の4分の1を雑種地とみなした

数値ということで考えました。

そうしますと、数値は0.875となりまして、かなり高額になるということから、レッドゾーンに指定されたことによって、少しでもかかっただけでも、やはり風評的な評価減もあるだろうということで、補正率を0.85としたということで、それぞれの補正率を決定したものでございます。

そして、その図のちょっと下でございますが、対象地目としましては、やはり建物に対するの構造規制でございますので、宅地や宅地比準地についてのみ補正を適用いたしまして、田畑山林は補正の対象とはいたしておりません。

そして、4番、適用年度としては、平成25年度から適用いたします。

5番として、その他としまして、補正による収入等の収入減との予測でございますが、一応対象となる筆数は、およそ1,800筆となります。対象面積はおよそ57万7,000平米で、税の収入減額としては、固定資産税、都市計画税合わせて850万円ほどとなる予定でございます。

なお、この850万円という数字ですが、平成25年度の固定資産税の土地と、都市計画税の土地の予算は、合計で23億3,000万円でございますので、そのうちの0.36%ぐらいの値ということでございます。

あとその下に近隣市の状況、この地域の状況がございまして、補正率は市によっていろいろ考え方があるようで、いろんなパターンがあります。

こんなような状況となっております。

一応、説明は以上でございます。

委員長（川上文浩君） これより質疑を行います。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の議題に移ります。

報告事項8．平成25年度地方税法の改正概要についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

税務課長（林 良治君） これにつきましては、資料ナンバー8でございます。

平成25年度の税制改正がことしの1月29日に閣議決定されまして、そのうちの地方税の関係分につきましては、この表題にありますような地方税法の一部を改正する法律案ということで、先週の3月5日に国会に提出されたと、現在は衆議院で審議中でございます。まだ上程されたばかりという状況でございます。

これにつきましては、この資料の裏側の最後のところにありますように、一応原則平成25年4月1日、もう来月から施行というふうになっておりますので、今後の国会の審議の状況にもよりますけれども、例年の流れで申し上げますと、国会はこの法律案の成立が年度末ぎりぎりになりまして、この市議会を開いていただくとまがないということで、この市税条例、場合によっては都市計画税条例の一部につきましては、一部改正が平成25年3月31日に専決と

なり得るということで、ここで御説明したいということで、持ってまいったものでございます。

それでは、概要のほうを簡単に説明させていただきたいと思います。

1番の復興支援のための税制上の対応と申しますのは、御存じのとおり東日本大震災関係でございます、特にこれは可児市のほうでは関係はございません。

それから、2番の住宅・土地税制でございますが、これは個人住民税のほうで住宅ローン控除を行っております。住宅ローン控除、住宅として一定の条件を満たし、借入金がある場合には、この借入金をもとに額を算定しまして、まず所得税で引いて、それで引き切れなければ住民税で引いていくというものでございまして、一応現状ではことしいっぱい、平成25年12月までに住まれた方が対象になっております。これをさらに平成29年12月まで4年間延長するとともに、来年、平成26年4月以降の居住者について限度額を上げると、拡大するという法案になっております。

なお、この下のほうにマークがありまして、この措置による平成27年度以降の個人住民税云々と書いてございますが、これは今回の延長期間について記載があるためにこのようになっておりまして、現状でも、今住宅ローン控除で住民税は減収しておりますが、それについても、既に国のほうから全額、地方特例交付金という形で今でも補填はされておるという状況でございます。その延長ということで御理解いただきたいと思います。

続きまして、3番の金融所得課税の一体化ということですが、

これについては、例えばですが株式の配当所得とか、あるいは公社債の利子所得といった、いわゆる金融商品に対する所得への課税があるんですが、その損益通算、一つの金融商品で損が出たときに、ほかのもので利益が出ていれば、それと相殺することができるというのが、範囲を拡大すると。さらに、金融商品によって課税方法がいろいろ、今方式が異なっておりますので、それを統一するというような内容でございます。

それから、法人に対する利子割の廃止につきましては、これは県の税金の関係でございますので、可児市には特に関係はございません。

それから、4番の納税環境整備でございますが、まず延滞金等の利率の見直しですが、地方税についての延滞金、あるいは還付加算金の利率が、最近の金利の状況から見て高過ぎることから、国税の見直しに合わせまして、それぞれ率を引き下げることによって、これは来年1月1日から施行される見込みでございます。

あと、一番下にございます個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しということでございますが、これは税額が変わるとかそういうことではございませんでして、今も公的年金から個人住民税の特別徴収をさせていただいておりますけれども、公的年金は年6回支給されておりますので、住民税も各年度の税額を6回に分けて徴収させていただいております。

しかし、この年度の前半の3回、6回のうちの3回の徴収金額については、年税額がまだ確定していないなどの理由によりまして、仮の金額で徴収しております。

そして、残りの後半3回で、最終的に決定した年税額から仮特別徴収した金額を引いて、残りの3回を3等分することで、トータルで年税額を徴収させていただいておるといふ形なんですけれども、これにつきまして、現行の方法でやりますと、前半の3回と後半の3回で金額にかなりアンバランスが出ることは、やってきましていろいろ出てきました。

そのために、前半の仮特別徴収の税額の算定方法を今度見直すというものでございます。

なお、これについては、システムをかなり変えなきゃいけないということで、実際のこれが行われるのは、平成28年10月1日からということになっております。

続きまして、裏のページに行かせていただきます。

裏のページの最初のうちの、不動産取得税につきましては、これは県税のことです。割愛させていただきます。

固定資産税の特例措置でございますが、これは一つ一つちょっと簡単に説明させていただきますと、1つ目の日本郵便株式会社が所有します固定資産についての特例なんですけれども、平成24年度までは課税標準を半分に、2分の1にするということで課税させていただく特例がありましたけれども、この特例率を5分の3に少し上げまして、3年間延長することになっております。

それから、2つ目の地震に備えた駅等の補強工事により取得した償却資産の特例ということなんです。実はこの対象となる地域が首都直下地震並びに、あるいは南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域に限定されておりますので、可児市は6強の想定がございませんので、これは対象外となっております。

それから、3つ目につきましては、見ていただいたとおり、港湾というか港の施設のことです。直接関係ございません。

最後の4つ目、これも実は地域が特定されておまして、都市再生緊急整備区域に指定された区域のみとなっております。可児市ではこういった指定をされた区域はありません。したがって、この4つ目もちょっと対象外でございます。

ちなみに、この4つ目のものは、かなり都市化されたところで、県内では岐阜市の岐阜駅の北から柳ヶ瀬までの地域のみでございますので、ちょっと可児市が対象になる可能性はないかなという状況でございます。

一応以上でございますが、国から準則がおりてきまして、いろいろ必要がございましたら、改めて詳細にお話し申し上げますので、これで終わらせていただきたいと思います。以上でございます。

委員長（川上文浩君） それでは、質疑を行います。

委員（伊藤英生君） まだ国会も通っておらん段階であれなんですけれども、この個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充で、平成26年4月から行われる分は、消費税アップに合わせてやるやつだと理解しておりますけれども、これで市の税収でどんな影響があるというふうに判断していますか。

税務課長（林 良治君） 基本的にこれは減収ということで、その分税額が減るわけござ

いますけれども、その分下にありますように全て国費で補填されますので、最終的には影響はないかなと思っております。

委員長（川上文浩君） そのほか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、次の議題に移ります。

その他を議題といたします。何かありましたら、お願いいたします。

委員（林 則夫君） 所管、特に消防関係についてちょっと発言をいたしますが、我々議員は近くで火災が発生した場合は、できるだけ消火に邪魔にならんようにお見舞いに行くというのが当然の姿だと思うわけなんです、火災が発生しても行き場所がわからんというようなことがつい数日前にあったわけなんです。

これは、防災行政無線ですか、あれは消防署からなんですね。それで、大森地内調整池付近で火災が発生したという放送があったもんですから、私は今まで聞いたことがないんですが、調整池付近なんていう場所がね。それで、連絡所にどこかと聞いたら、連絡所も当然わかるわけないと思いますが、こういうことによって消防車も戸惑ったそうです。

消防車が戸惑うということになると、これ本当に初期消火で済むものが、本当に数秒の差で大火につながる可能性もあるもんだから、的確に場所の放送をするようにしていただきたいと思うわけなんです、これ後から聞いたら、何か昔の庭園団地、奥山台か。旧の地名で、字名でいいもんですから、大森だったら、新田なら新田、吹ケ洞なら吹ケ洞、また目標になるような建物があれば、そこを役所のほうで、総務のほうで決定して、ここで火災があったらそこをちゃんと放送するように、消防署のほうと連絡をとっていただけるとよろしいかなとも思うわけですが、そのぐらいのことはできんか。

総務部長（古山隆行君） 以前、その御指摘を別の場所でいただきましたので、担当の防災安全課を通じて、可茂消防事務組合のほうに、コンピューターで登録したところから自動的にアップロードするとアナウンスするという仕組みになっているようですので、一旦全部ちょっと可児市のほうで確認して、ふだん使っていないようなところは直したいという申し入れをするように指示をいたしました。進めてくれていると思いますので、御指摘のようにふだん使いなれた呼称が放送されるようにしていきたいと思います。

委員（林 則夫君） ありがとう。

それから、高齢化して各所に独居老人の家庭がふえていますね。それで、独居老人とて3食食わんといかんもんですから、どうしても朝昼晩とガスを使いますね。今、薪を使ううちはほとんどないと思いますけども。

そういうことになると、ちょっと年とった人は、ガスの消し忘れをしたりして、火災が非常に心配なわけなんで、今民生児童委員の方々が大変御苦労願って、いろいろと指導はしていただいておりますが、できれば部局横断の形で、ホットプレートというんですか、ガスにかわるあれがありますね。そうしたものを市で奨励するなり、またできれば一部で補助金を出して、独居老人の家庭の炊事道具というんですかね、そうしたものを奨励するような

形がとれんもんか、一遍検討していただけるといいかなと思っておるんですが。これは検討課題で結構ですが。

このごろ、火災が起こると必ず人が死にますね。昔は土壁と障子だったもんだから、障子が破れればそこから逃げ出したわけだけれども、今壁や建材から毒ガスが発生して、それによつての死亡者が多いと思うんですが、そういう状態になるもんですから、ぜひ火災を起こさないように、消化よりもむしろ防火に力を入れていくような体勢固めをしていただけるといいかなと思います、一遍そのホットプレートの奨励について検討していただきたいと思うんですが。

総務部長（古山隆行君） 火災報知器の取り付けですとか、さまざまな高齢者の世帯の人への支援といいますか、実際に高いところに登ってつけられないとか、さまざまな問題あるでしょうから、福祉部門との関係で調整が要るかなという気がしますけど、可否を含めて、御提案いただきましたので、担当のところでは福祉部門のほうとちょっと相談をしてみたいというふうに思います。

委員（林 則夫君） それからもう1点、今地方公務員の給料カットがテレビ等で騒いでおるわけですが、先ほど午前中に副市長に会って、可児市も職員の給料カットやるつもりかと聞いたんですが、そしたら、今県下21市と協議をしておりますというようなことを言われたもんですから、21市で、それぞれの市で財政の状況も違いますし、金太郎あめじゃないですから、協議をする必要はないと。中央集権的な形でいつまでもやられておっちゃいかんから、ちゃんと言うべきことは言わないかんということをおいたんですが、要するに地方交付税、地方交付金をたくさんもらっておるまちは、これも給料カットとって国命令でやってもいいけど、うちのように要するに財政指数の大変いいところ、いつも企画経済部長と総務部長にも言うんだけど、こうした真面目にやっている市が損をするような形にしてはいかんもんですから、夕張市のような形になってもいかんけれども、できるだけのことを思う存分やるだけやってみると。そして、穴が開いたら地方交付税負担させるぐらいな気持ちでやってみるのも一つの選択肢だということは言ったことあるわね。

それはそれとして、給料カットのような話が出たときには、市町間において、これは一律ではいかんということで、できるだけ、私も可児市民だから、ほかのこと何も考えんでもいいと思うんですが、可児市の職員の給料だけはカットさせたくないという気持ちでおるわけなんで、言うべきことはきちんと市長会でも言うようにということをおきましたので、職員皆さんも、執行部、十分そういうこと念頭に置いた上で、プライドを持ってやっていただきたいと思つたので、できるだけ給料カットをせんようにやっていただきたいと思つたので、以上です。

委員長（川上文浩君） そのほか、いかがでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ないようでしたら、これで終了いたします。

これで、総務企画委員会を閉会といたします。

閉会 午後 2 時52分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年 3月13日

可児市総務企画委員会委員長